

速報！さくらユウワ通信

「中小企業等経営強化法」が施行

平成 28 年 7 月 1 日より「中小企業等経営強化法」が施行されました。

この法律は中小企業等を対象としており、①各事業所管大臣による事業分野別指針の策定、②中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等が規定されています。今回のさくらユウワ通信では②の中小企業等の固定資産税の軽減についての内容や手続きをお伝え致します。

計画の認定を受けた事業者は、3年間、固定資産税（償却資産税）の課税標準額が2分の1となる特別措置を受けることができます。

対象者

中小企業等経営強化法に基づき、資本金 1 億円以下等の中小企業者が「経営力向上計画」を作成、事業所管大臣から認定を受けることが前提となります。

対象となる設備

対象となる設備は機械装置のうち、次の条件を満たす設備となります。

- ① 取得価額が 1 台 160 万円以上
- ② 販売開始から 10 年以内
- ③ 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上

適用期間内に「認定経営力向上計画」に基づき取得をした「経営力向上設備等」に該当する機械及び装置で一定のもの、事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。

中小企業等経営強化法の施行日（平成 28 年 7 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得した新品の機械装置が対象で、中古は対象となりません。

生産性向上設備投資促進税制の A 類型のうち、「販売開始年度が取得年度・その前年度のモデル」という要件がないため、緩和されたものとなっています。

今回は「機械装置」に限定されているため、「医療機器」などの器具備品に該当するものについては、本制度の対象にはなりません。

手続き

- ① 工業会等から「証明書」を入手

製造メーカーの発行申請から発行まで数日～2ヶ月程度必要。

- ② 「経営力向上計画（実質 2 枚）」を策定



中小企業等の経営強化に関する基本方針や事業分野別指針に沿ったもの、窓口に出しなくても郵送による送付も可能。

※機械装置の取得後に計画を提出する場合、取得日から 60 日以内に受理される必要があります。

- ③ 事業分野別の主務大臣に計画申請→認定



計画申請から認定まで最大 30 日。

※機械装置の取得後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間は 2 年間になります。

- ④ 償却資産申告書に書類添付（～翌年 1 月末）

適用期間

中小企業等経営強化法の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得した機械装置が対象となります。

生産性向上設備投資促進税制の適用期限は平成 29 年 3 月 31 日までとなっているため、平成 29 年 3 月 31 日までに新規の機械装置を取得すれば両税制措置の重複適用ができます。

【図表】固定資産税の設備投資減税



※平成 28 年に取得した設備は、平成 29 年 1 月 1 日時点で所有する資産として申告され、平成 29、30、31 年度の 3 年間固定資産税を軽減。

※詳細は各担当者へお尋ねください。【川越 大樹】